

令和7年度
包括外部監査の結果報告書

【概要版】

(テーマ)

使用料及び手数料に関する財務事務の執行について

令和8年3月

山形市包括外部監査人

小関悠司

概要版

第1章 総論	2
第1 包括外部監査の概要	2
1 監査の種類	2
2 選定した特定の事件(テーマ)	2
3 特定の事件を選定した理由について	2
4 包括外部監査の実施期間	2
5 包括外部監査の対象期間	3
6 包括外部監査の方法	3
7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
8 利害関係	4
第2 包括外部監査の監査結果	5
1 監査の結果について	5
2 監査結果及び意見の要約リスト	6

概要版

この概要版は令和8年3月10日付けで作成された「令和7年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。(以下、「法」という。))第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

使用料及び手数料に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少、社会保障関連経費の増加等、全国的な状況と同様に非常に厳しい状況にある。また、「財政の健全化」は、令和7年3月に策定した「山形市発展計画2030」においても政策分野「行政」の中で施策④「持続的発展が可能な財政運営」を掲げる等重要視されている。

市の財源の一つである使用料・手数料に着目すると、市が公表している令和5年度の「全体資金収支計算書(自令和5年4月1日至令和6年3月31日)」に計上されている使用料及び手数料収入は215億4,600万円に及ぶ。これらは行政サービスを直接利用する者に対して費用の一部又は全部を負担させる「受益者負担の原則」に基づく重要な財源となっている。

また、一般的に、使用料・手数料は市民の身近にあり、利用者である市民にとって「なぜ無料の行政サービスがある一方で使用料・手数料を支払う必要があるのか」といった疑問を持ちやすい領域と考える。さらには、「税で整備した施設であるにも関わらず、利用者である市民とそうでない市民とが存在することから税負担の公平性が図られているのか」も同様と考える。

一方、市民を取り巻く時勢は、令和7年5月に総務省より発表された「2020年基準消費者物価指数全国2025年(令和7年)4月分」にて、「生鮮食品を除く総合指数」は2020年を100として110.9となっている等物価の上昇が進んでいる。

財政の健全化の重要性、使用料・手数料の金額や性質、多くの市民が物価上昇を感じていることであろう時勢を鑑み、使用料・手数料全般について総括的に検討し意見を述べることは意義の大きいことと考え、本テーマを選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和7年4月から令和8年3月までの期間、監査を実施した。

概要版

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和6年度の執行分又は令和6年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ①市における使用料・手数料の基本方針は適正に定められているか
- ②サンプル抽出した使用料・手数料について、試算した受益者負担割合は基本方針で定める原則に照らし著しく乖離は生じていないか
- ③使用料・手数料の見直しは、適正に行われているか

(2) 監査手続

- ①使用料・手数料に関する全般的な検討
- ②個別の使用料・手数料に関する検討
 - (ア) 監査対象部局の把握
 - (イ) 監査対象使用料・手数料の選定
 - (ウ) 監査対象使用料・手数料につき、調査票による回答の入手
 - (エ) 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施
 - (オ) 使用料・手数料に係る受益者負担割合の検討
 - (カ) その他必要とした手続き

なお(オ)の使用料・手数料に係る受益者負担割合の検討については、市の「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」に照らして行った。したがって、当該基本方針に従って受益者負担割合を試算し、当該基本方針にて定める割合から乖離しているかどうか検討を行った。

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 小 関 悠 司

(2) 補助者

公認会計士 尾 形 吉 則

公認会計士 松 田 卓 也

公認会計士 井 上 哲 寿

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

概要版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	合規性(法令及び自治体の定める規程・規則)の観点から当然に是正を求める事項及び経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和8年1月末現在での判断に基づき記載している。

概要版

2 監査結果及び意見の要約リスト

		指摘事項・意見の要旨
(1)	基本方針の有効性について	意見 財政課では毎年「予算の執行方針について」を全市に通知し、「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」に基づき、原価計算の検証を行うなど一層の適正化に努めることを求めているが、実際は基本方針が有効に活用されていると感じられる使用料・手数料はほとんどなく、基本方針自体の有効性には疑念を持たざるを得ない状況であった。「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」について改めて周知・徹底する等、運用を改善するか、基本方針自体により有効性を持たせるよう基本方針自体を改定するか、その在り方を改めて検討することが望ましい。
(2)	料金改定に関する方針の不備について	指摘事項 10年以上料金改定がなく、また、個別の料金改定に関する基準や方針を設けていない。利用料に係る負担の公平性が継続して保たれているのかを判断する市の方針や基準を明確にするべきである。
(3)	使用料の分類分けに関する項目	意見 「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」では、使用料が「民間サービスの利用が困難な場合」に受益者負担率25%としていることから、「民間で代替できるか」は加味されている。しかし、他自治体で加味しているように「生活に必需的であるか」等の他の観点は加味されていない。基本方針により実効性を持たせるために、「民間で代替できるか」以外の観点でもよりきめ細やかに分類出来ないか、検討することが望ましい。
(4)	受益者負担割合が著しく低い	意見 平成20年度「使用料・手数料の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」に基づきコスト試算を行うと、受益者負担割合が著しく低い又は高く、利用者と利用しない人の公平性の観点から、公平性が崩れていると言える。受益者負担割合の観点も踏まえどのような利用料の定め方がよいか、再考するのが望ましい。また、特殊な使用料については、基本方針を適用するか、他の基準を適用するか、再考するのが望ましい。 ※受益者負担割合の平均値が、基本方針で定められている基準の0.7倍～1.3倍の範囲から逸脱した場合に【意見】としている。
(5)	受益者負担割合が著しく高い	
(6)	使用料・手数料の改定について	意見 受益者負担割合は一度検討すれば負担の公平性・公正性が確保できるものではなく、管理運営コストの変動に応じ、継続的に検討することが重要である。改めて見直しの考え方や激変緩和の取り扱いについて、検討することが望ましい。
(7)	減価償却費の取扱いについて	意見 市の「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針について」では、減価償却費はコストに「算入しない取扱」としているが、設定した受益者負担割合を適正に判断できるようにするため、改めて受益者負担を求めるコストの範囲について検討することが望ましい。
(8)	建物使用料の算定について	意見 現行の算定方法では建物の減価が反映されておらず、長期的に賃料が固定化しているため、算定方法に関する見直し方針を定め、建物の減価等を反映した適正な金額となっているかの検証を検討されたい。
(9)	減免に関する項目について	意見 受益者負担割合の算出過程において、減免によって収入されなかった金額が加味される。このため、受益者負担の基本方針を検討する際には、減免についてどのように算入するのがよいか検討を行うことが望ましい。
(10)	市民が支払う使用料・手数料のうち、市の収入とはならないものについて	意見 市民が使用料・手数料を支払うが、委託契約等を介していることから市の収入とはならないものがある。そのような使用料・手数料も、市民にとっては市の収入となる通常の使用料・手数料と何ら変わりはない。このため、受益者負担のあり方を検討する場合、このような使用料・手数料についても留意することも含めて検討されたい。
(11)	料金設定時の算定根拠資料の保管不備	指摘事項 料金の当初設定時の算定資料は、算定時に採用した料金設定の考え方を確認するための重要な資料であるが、資料が確認できない状況である。「山形市文書管理規程」では、市の重要事項に関する文書については第1類として分類し永年保存を求めているが、当該資料は第1類に該当するにも関わらず、保管が行われていなかった。
(12)	減免件数、減免金額の把握について	指摘事項 市では、件数は把握しているが、金額は把握できていない状況である。減免についてはその実態を受益者負担割合に加味できるよう把握するか、金額の把握が実務上著しく困難である場合には、受益者負担割合の計算において件数から金額を見積もる方針を定めるべきである。
(13)	受益者負担割合の把握について	指摘事項 所管課より過去には算出していたが、西公園全体で維持管理費用を把握していることからテニスコート等のみの維持管理費用を算出することが困難であるとの回答を得た。現状では、受益者負担の妥当性の検証が不可能であるため、維持管理費用を算出できるよう把握すべきである。
(14)	受益者負担割合の把握について	意見 所管課より道路占用料の原価に相当するコストは発生していないと認識しているとの回答を得た。現状では、受益者負担の妥当性の検証が不可能である。受益者負担の妥当性を検証するプロセスは不要であるのか、改めて検討することが望ましい。
(15)	受益者負担割合について	意見 「契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第11条第1項の別表」では、建物に関して、使用の区分その他については、「1年につき建物の適正な価格×10/100+土地の適正な価格×4/100、これにより難いものについては、別に市長が定める額」と定めており、基本方針と必ずしも一致するものではなく、今後基本方針の見直しを行う際には検討することが望ましい。
(16)	料金改定の方針の明確化について	意見 近年、し尿世帯数は減少し、委託業務となつてからも原価は上がっている状況にある。ただし、市ではし尿世帯の多くが下水道への切替えや、下水道処理区域外の場合は、浄化槽の導入が経済的に困難な、高齢者を多く含む低所得世帯と推定されるため、福祉的な理由から改定していない。上記の考え方は、平成20年度「使用料・手数料等の見直し(受益者負担適正化)に係る基本方針」とは必ずしも合致するものではない。福祉的な理由で利用者に負担も求めないのであれば、料金の算定要素として福祉的な要因を盛り込むなど、その根拠を明確にするのが望ましい。

※監査結果及び意見の要約リストでは、【指摘事項】及び【意見】の要旨を記載しているため、参照頁に記載の文言とは必ずしも一致しない。

概要版

指摘事項：◎、意見：○

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
		主な参照頁	基本方針の有効性について	料金改定に関する方針の不備について	使用料の分類の分けに関する項目	受益者負担割合が著しく低い	受益者負担割合が著しく高い	使用料・手数料の改定について	減価償却費の取扱いについて	建物使用料の算定について	減免に関する項目について	市民が支払う使用料・手数料の収入となるものについて	料金設定時の根拠資料の保管不備	減免、減額、免金の把握について	受益者負担割合の把握について	受益者負担割合の把握について	受益者負担割合の把握について	料金改定の方針の明確化について
第2章第3	山形市における使用料・手数料の基本方針	14	○															
第3章	使用料・手数料に関する金銭的状況の検討	20～25			○			○	○		○							
第5章第1	市立保育所保育料	31				○												
第5章第2	斎場使用料	38		◎		○												
第5章第3	山形テルサ建物使用料	43								○							○	
第5章第4	道路占用料	51											◎	◎		○		
第5章第5	山形駅東口交通センター駐輪場使用料	54		◎			○						◎	◎				
第5章第6	霞城セントラル駐輪場使用料	58		◎									◎	◎				
第5章第7	西公園テニスコート等使用料	62		◎											◎			
第5章第8	市営住宅使用料	66					○											
第5章第9	市営住宅駐車場使用料	70		◎														
第5章第10	税務に関する証明手数料	74												◎				
第5章第11	印鑑に関する証明等手数料	78		◎									◎					
第5章第12	狂犬病予防注射済票交付等手数料	82		◎									◎					
第5章第13	食品衛生許可申請等手数料	96											◎					
第5章第14	食肉衛生検査等手数料	99		◎									◎					
第5章第15	家庭系ごみ処理手数料	102		◎		○							◎					
第5章第16	相大ごみ処理手数料	105		◎		○							◎					
第5章第17	し尿処理手数料	108				○												○
第5章第18	農業集落排水処理施設使用料	112		◎		○												
第5章第19	香澄駐車場使用料	115											◎	◎				
第5章第20	中央駐車場使用料	119					○						◎	◎				
第5章第21	大手町駐車場使用料	123											◎	◎				
第5章第22	済生館前駐車場使用料	127					○						◎	◎				
第5章第23	山形駅東口交通センター駐輪場使用料	131					○						◎	◎				
第5章第24	山形駅西口駅前広場駐車場使用料	135											◎					
第5章第25～30	公設地方卸売市場事業使用料	138				○												
第5章第31	水道事業会計	-																
第5章第32	下水道事業会計	-																
第5章第33	道の駅やまがた蔵王	-																
第5章第34	山寺芭蕉記念館	152		◎		○							◎					
第5章第35	山形市民会館	157		◎									◎					
第5章第36	山形市総合スポーツセンター等	169		◎		○							◎					
第5章第37	山形市球技場	173		◎			○						◎					
第5章第38	山形市総合福祉センター	176		◎									◎					
第5章第39	大曾根さわやか荘(老人福祉センター)	180		◎		○							◎					
第5章第40	黒沢いこい荘(老人福祉センター)	184		◎		○							◎					
第5章第41	山形テルサ	190		◎									◎					
第5章第42	山形国際交流プラザ	195		◎			○						◎					
第5章第43	山形市馬見ヶ嶋プール	199		◎		○							◎					
第5章第44	コミュニティサイクル	203				○					○	◎						